

5/7 日 福

いま読む



6

人権相互の衝突調整

あります。それを調整する
のが、この条文などで出て
くる「公共の福祉」という
考え方です。

今の憲法は、国民に対し
て自由と権利を広く認めた
憲法です。しかし、自由と
権利は、しばしば他者の自
由と権利とぶつかることが

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利
は、国民の不断の努力によつて、これを保持
しなければならない。又、国民は、これを濫
用してはならないのであつて、常に公共の福
祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

公共の福祉とは、個人を
超えた社会全体の幸福のこ
とを指しますが、範囲はは
つきりしていません。自民
党の改憲草案は、公共の福
祉の意味が曖昧なので解消
を図るとして、「公益及び
公の秩序」に置き換えまし

た。この表現は草案のほか
の条文にも出てきます。
草案のQ&Aで同党は、
公の秩序とは「社会秩序」
「平穏な社会生活」のこと
と解説。「個人が人権を主
張する場合、人々の社会生
活に迷惑を掛けてはならな
い」と説明しています。

互の衝突の場合に限られな
い」とも指摘している点。
現行の二二条を巡っては、
人権と人権が衝突する場合
に限りて人権の制約を想定
しているという解釈があり
ますが、自民党の草案は、
公益や公序に反しない範囲
での人権しか認めていない
ようにも読めます。

自民改憲草案

「公の秩序」に重み

改憲草案の関連表記（抜粋）
国民は、これを濫用してはならず、自由及
び権利には責任及び義務が伴つことを自覚
し、常に公益及び公の秩序に反してはならな
い。

ポイントとは、同党が「基
本的人権の制約は、人権相
互の衝突の場合に限られな
い」とも指摘している点。
同党は「反国家的な行動

を取り締まることを意図し
たものではない」と強調し
ていますが、社会の秩序を
守るといふ名目で国家が国
民の自由や権利を圧迫しな
いか、懸念が残ります。

草案は「自由及び権利に
は責任及び義務が伴つ」と
も付け加えました。権利よ
り義務を重んじる同党内の
視点が表れています。

あまり注目されません
が、憲法二二条は、勝ち取
った自由と権利を守るため
国民に「不断の努力」も求
めています。平和憲法を守
るつと訴える学者や弁護士
たちは、この条文を今こそ
思い起こそつと呼び掛けて
います。

用語解説

濫用＝みだりに用いること